

規制の事前評価書（簡素化 C）

法令案の名称：港湾法等の一部を改正する法律案

規制の名称：非常災害の場合における土地の一時使用等（港湾法第 55 条の 3 関係）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省港湾局海岸・防災課

評価実施時期：令和 7 年 2 月 6 日

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件 vi を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

vi

(該当理由)

- ・本規定は、非常災害による被害が発生した場合において、緊急物資等の輸送のために港湾施設を緊急的に応急復旧する必要がある場合に発動するものであり、災害の種類・規模・港湾施設の被災状況等により、港湾施設の応急復旧の必要性や、応急復旧資材の必要量等が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界がある。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・令和6年1月に発生した能登半島地震では、地震動又はそれに伴う液状化により、岸壁背後の荷さばき地や臨港道路等の港湾施設に被害が生じる中、陸路の寸断や連絡体制の混乱等により、現場において資材の不足が大きな課題となり、被災した荷さばき地等の応急復旧に必要な量の石材等を確保することができず、緊急物資等の輸送拠点として港湾に期待された役割を発災直後から果たすことは叶わなかった。
- ・これに対し、現場に存する舗装面下の砂利といった他人の土石等を用いることが、緊急物資輸送等に用いる荷さばき地等の早期復旧に有効であるが、現行の港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第55条の3に基づく非常災害時の応急公用負担において、緊急物資等の輸送機能を回復するために行う港湾施設の応急復旧は、その対象となっていない。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・法第55条の3第1項において、港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場において、他人の土地、物件等を使用、収用等できることとされているところ、能登半島地震で生じた課題を踏まえ、これに加えて、港湾管理者は、被災した港湾施設の応急復旧を緊急に行う必要があるときは、その現場において他人の土石の収用等ができることとするとともに、当該収用等による損失を補償しなければならないこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・非常災害による被害が発生した場合において、緊急物資等の輸送のために港湾施設を緊急的に応急復旧する必要がある、資材等が不足し他の手段がないときに、その現場において、港湾管理者以外の者に対し、自ら保有する土地・物件について、港湾管理者による使用・収用等を受忍させることにより、迅速な緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保が図られる。事後評価に向けて、「港湾管理者が被災した港湾施設の応急復旧を行う際に、実際に他人の土石の収用等を行った件数」を把握するように努める。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・今般拡充する規制によって、土地・物件が使用・収用等されることでその所有者が一時的に使用制限を受けるといった費用が発生するが、本使用・収用等は非常災害による被害が発生した場合において、緊急物資等の輸送のために港湾施設を応急復旧する必要があるものの他の手段がないときに限って行われること、また、法第55条の4第1項において設けられる損失補償規定により費用が相殺されることから、負担は最小限になると考えられる。本費用は災害の規模等によって異なるため、事前評価時点で定量的に示すことは難しいが、事後評価に向けて、「港湾管理者が被災した港湾施設の応急復旧を行う際に、実際に本規定に基づき他人の土石の収用等を行った件数」を把握するように努める。

＜行政費用＞

- ・今般拡充する規制によって、港湾管理者が他人の土地・物件を使用・収用等するために要する費用及び当該使用・収用等に伴う損失補償に要する費用が発生する。本費用は災害の規模等によって異なるため、事前評価時点で費用を定量的に示すことは難しいが、事後評価に向けて、「港湾管理者が被災した港湾施設の応急復旧を行う際に、実際に本規定に基づき他人の土石の収用等を行った件数」を把握するように努める。

＜その他の負担＞

—

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他
(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・港湾施設を所有する事業者が多く加盟していると考えられる事業者団体として、一般社団法人日本港運協会、一般社団法人日本倉庫協会、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会への事前説明を実施したが特段の意見はなかったところ。
- ・本規定は、令和6年能登半島地震を踏まえた 港湾の防災・減災対策のあり方答申（令和6年7月 交通政策審議会）において、「海上ルートでの円滑な被災地支援のためには、岸壁のみならず、前面の航路や泊地、背後の荷さばき地や道路など、水域・陸域の施設の一気通貫での健全性の確保が求められる。」「過去の災害時における応急復旧での事例も踏まえ、迅速な復旧作業の着手に資する備えが重要である。」とされていること

を踏まえたものである。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・交通政策審議会港湾分科会防災部会（令和6年3月～7月）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_kouwanbousai01.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和11年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書

法令案の名称：港湾法等の一部を改正する法律案

規制の名称：特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等（港湾法第 56 条の 2 の 21 関係）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省港湾局海岸・防災課

評価実施時期：令和 7 年 2 月 6 日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・港湾は、海上輸送と陸上輸送との結節点であり、災害時における緊急物資等の輸送拠点としての役割を果たすことが期待されているが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、地震動又はそれに伴う液状化により、岸壁背後の荷さばき地や臨港道路等の港湾施設に被害が生じ、緊急物資等の効果的な輸送に支障が生じるなど、港湾が緊急物資等の輸送拠点としての機能を果たす上での課題が顕在化した。
- ・この状況を踏まえ、国土交通省では、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方について」を交通政策審議会に諮問し、検討を進めてきた。令和 6 年 7 月の答申において、「耐震強化岸壁に加え、内陸へ輸送する際のふ頭内道路・臨港道路、物資の荷さばき・仮置きや部隊のベースキャンプ等のための岸壁背後の用地や緑地、岸壁に至る航路・泊地等の施設について、耐震化・液状化対策等により災害時の健全性を備える必要がある（地域防災拠点）。なお、離島・半島等の条件不利地域においては、陸路からの支援ルートが途絶えた場合、海上ルートでの支援が地域の生命線になるとともに、住民の避難ルートの確保の観点における必要性も踏まえて、地域防災拠点の確保を特に推進すべきである」とされたところであり、岸壁のみならず、水域・陸域の施設の一気通貫での健全性を確保することが重要であると認識された。
- ・これについて、近年の地震災害においては、クレーン等の荷さばき施設が倒壊するケースがあり、このような港湾施設が地震により倒壊し、臨港交通施設を塞いだ場合は、緊急物資等の輸送に支障が生じるおそれがある。
- ・倒壊等のおそれがある民間の港湾施設への措置として、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 の 21 において、特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等の制度が設けられているが、現在の制度は、民有岸壁等が地震によって崩落して、水域施設である航路を塞ぐ場合のみが対象となっており、港湾施設が倒壊して臨港交通施設を塞ぐような場合は対象となっていない。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・法第 56 条の 2 の 21（特定技術基準対象施設を管理する者に対する港湾管理者による勧告・命令）の対象に、「非常災害により倒壊した場合において臨港交通施設の機能に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき」を追加する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・交通政策審議会港湾分科会防災部会での議論を踏まえ、国により防災拠点港湾（仮称）及び防災拠点区域（仮称）を指定し、指定した区域内に限り、本規制案を適用することも検討したが、災害について発生箇所・規模等の想定は困難であり、あらかじめ国により拠点港湾等を指定することは、災害時の効率的かつ柔軟な対応に支障が生じかねないと判断したため、本規制手段は採用しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・「点検診断の効率化に向けた工夫事例集」、「港湾の施設の新しい点検技術カタログ」等のガイドラインの作成、港湾管理者の職員を対象とした維持管理制度、施設マネジメント及び港湾施設の維持管理に関する実務的事項についての講習会の実施、相談窓口の設置により技術的支援を行っている。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・非常災害発生時における臨港交通施設の機能の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものを事前に把握し、必要に応じて、当該施設の管理者に対し勧告・命令することにより、技術基準への適合が促され、発災時において、緊急物資等輸送拠点としての港湾の機能の確保が図られる。現時点では、対象となる、非常災害発生時において臨港交通施設の機能の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設数を把握できておらず、効果を定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、港湾管理者等に対する調査により、当該施設数について定量化し、また、実際に行われた勧告・命令の件数についても把握することとする。

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・港湾管理者から施設の技術基準への適合に係る勧告・命令を受けた民間の施設管理者については、その適合のための改修に要する費用が生じる。1件あたりの改修費用は、個々の施設の状況によって異なるため、定量化することは困難である。一方で、現時点で定量化することはできないが、事後評価時点までに、実際に行われた勧告・命令の件数について把握することとする。
- ・法第56条の5第3項の規定により、当該施設の維持管理状況について港湾管理者から報告を求められた場合には、当該報告に係る費用が生じる。個々の施設の状況によって異なるため、一律の標準的な費用の算定は困難であるが、以下の一定の仮定を置いて試算すると、1件あたり約2,263円と推定される。

1名で行い1時間要すると仮定した場合、報告者の時給 $2,263[\text{円/時間}] \times 1[\text{人}] \times 1[\text{時間}] = 2,263[\text{円}]$ 。

ただし、報告者の時給は以下のように仮定する。

月間現金給与総額 $379,463[\text{円}]_{※1} \div \text{月間実労働時間(事業所規模5人以上)} 167.7[\text{時間}]_{※2} \div 2,263[\text{円/時間}]$

※1：毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報 第1表 月間現金給与額 運輸業

※2：毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報 第2表 月間実労働時間及び出勤日数 運輸業

- ・また、同項の規定により、当該施設の維持管理状況について港湾管理者が立入検査を行うこととした場合には、当該立入検査に対応するための費用が生じる。個々の施設の状況によって異なるため、一律の標準的な費用の算定は困難であるが、以下の一定の仮定を置いて試算すると、1件あたり約2,263円と推定される。

1名で行い1時間要すると仮定した場合、対応者の時給 $2,263[\text{円/時間}] \times 1[\text{人}] \times 1[\text{時間}] = 2,263[\text{円}]$ 。

ただし、対応者の時給は以下のように仮定する。

月間現金給与総額 $379,463[\text{円}]_{※1} \div \text{月間実労働時間(事業所規模5人以上)} 167.7[\text{時間}]_{※2} \div 2,263[\text{円/時間}]$

※1：毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報 第1表 月間現金給与額 運輸業

※2：毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報 第2表 月間実労働時間及び出勤日数 運輸業

<行政費用>

- ・港湾管理者に、民間の施設管理者に対する行政処分（勧告・命令、報告徴収、立入検査）に係る費用が生じる。個々の施設の状況によって異なるため、一律の標準的な費用の算定は困難であるが、報告徴収については、以下の一定の仮定を置いて試算すると、1件あたり約2,307円と推定される。

1名で行い1時間要すると仮定した場合、対応者の時給 $2,307[\text{円/時間}] \times 1[\text{人}] \times 1[\text{時間}] = 2,307[\text{円}]$ 。

ただし、対応者の時給は以下のように仮定する。

平均基本給月額 $315,159[\text{円}]_{※1} \div 1 \text{ か月あたり総実労働時間 } 136.6[\text{時間}]_{※2} \div 2,307[\text{円/時間}]$

※1：令和5年地方公務員給与の実態 第1表の1団体区分別、男女別、会計別、職種別職員数及び平均基本給月額全地方公共団体 平均基本給月額（給料）

※2：労働統計要覧（令和5年度）D-1 総実労働時間（1か月あたり、事業所規模5人以上、令和5年）

・また、立入検査については、以下の一定の仮定を置いて試算すると、1件あたり約2,263円と推定される。

2名で行い1時間要すると仮定した場合、対応者の時給 $2,263[\text{円/時間}] \times 2[\text{人}] \times 1[\text{時間}] = 4,526[\text{円}]$ 。

ただし、対応者の時給は以下のように仮定する。

月間現金給与総額 $379,463[\text{円}]_{※1} \div \text{月間実労働時間(事業所規模5人以上)} 167.7[\text{時間}]_{※2} \div 2,263[\text{円/時間}]$

※1：毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報 第1表 月間現金給与額 運輸業

※2：毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報 第2表 月間実労働時間及び出勤日数 運輸業

・報告徴収、立入検査に係る1件あたりの費用は上記のとおりとなるが、それぞれの実施件数については、対象となる、非常災害発生時において臨港交通施設の機能の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設数を、上述のとおり今後調査することとしており、現時点では把握することはできない。

・一方で、そもそも港湾法において特定技術基準対象施設は技術基準に適合しなければならないこととされており、行政処分（勧告・命令、報告徴収、立入検査）の件数は僅少であると想定されるため、増加する事務は人員の補強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する行政費用は軽微であると想定される。

＜その他の負担＞

—

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

□具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

□遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

□参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

□他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

□その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・港湾施設を所有する事業者が多く加盟していると考えられる事業者団体として、一般社団法人日本港運協会、一般社団法人日本倉庫協会、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会への事前説明を実施したが特段の意見はなかった。

・また、本改正は、「令和6年能登半島地震を踏まえた 港湾の防災・減災対策のあり方 答申」（令和6年7月交通政策審議会）において、「海上ルートでの円滑な被災地支援のためには、岸壁のみならず、前面の航路や泊地、背後の荷さばき地や道路など、水域・陸域の施設の一気通貫での健全性の確保が求められる」、「過去の災害時における応急復旧での事例も踏まえ、迅速な復旧作業の着手に資する備えが重要である」とされて

いることを踏まえたものである。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・交通政策審議会港湾分科会防災部会（令和6年3月～7月）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_kouwanbousai01.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和11年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：港湾法等の一部を改正する法律案

規制の名称：公表された協働防護計画に係る港湾隣接地域内の工事の許可の特例（新第51条の8関係）

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省港湾局海岸・防災課

評価実施時期：令和7年2月6日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）

ii

（該当理由）

- ・本規定は、今まで施設所有者に求めていた許可申請について、港湾管理者が防護エリアごとに護岸の嵩上げ等の事業内容を協働防護計画としてとりまとめ、当該計画を、当該事業を実施しようとする施設所有者の同意の下に公表した場合は不要とするものであり、新たな負担は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2—①）

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講ずる。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・近年、台風による既往最大級の波高や潮位が発生することで高潮等による港湾の被害が激甚化しており、例えば、平成 30 年台風 21 号では、神戸港が浸水し、施設の損壊等が発生するとともに、コンテナが散乱し、神戸港の機能が一時制限される等の被害が生じた。この背景には、気候変動による平均海面水位や潮位偏差、波高の上昇・増大がある。将来的には、この影響がさらに深刻化することが懸念されており、場所によっては、2040 年に計画上の護岸高を 1 m 程度上げる必要が生じると予測されている。
- ・港湾は海上輸送と陸上輸送の結節点であり、水際線に面することから、この影響は不可避であり、早急かつ計画的に対策を進めなければ、我が国の産業活動等を支えるインフラである港湾の保全に大きな支障をきたす懸念がある。
- ・官民の多様な主体が立地する港湾において気候変動に伴う海面上昇に対応するためには、施設管理者ごとの対策では不十分であり、多くの施設管理者の連携と協働によって「切れ目のない防護ライン」を形成することが必要であるが、そのためには、
 - 海水の浸入を防ぐという性格上、ある程度まとまった一団の土地の区域を防護エリアとして設定し、
 - 防護エリアごとに、当該防護エリアに立地する施設所有者（港湾管理者、民間企業等）が参画する形で計画（協働防護計画）を作成し、対策（護岸等の嵩上げ、物資の散乱防止対策等）を実施する必要がある。これは、多くの関係者が連携・協働して対策を実施することによって、個々の敷地ではなく、エリア全体を防護するという考え方である（協働防護）。
- ・しかし、対策の一つとして護岸等の嵩上げが想定されるところ、これらは主に港湾隣接地域で行われることから、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項の許可が必要となるが、施設ごとに書類を揃えて許可申請を行う必要があることから、対策を実施しようとする施設所有者にとって負担になっているといった課題がある。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・港湾管理者が防護エリアごとに護岸の嵩上げ等の事業内容を協働防護計画としてとりまとめ、当該計画を、当該事業を実施しようとする施設所有者の同意の下に公表したときは、法第 37 条第 1 項の許可があったものとみなすこととする（ワンストップ特例）。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・港湾管理者の許可（法第 37 条第 1 項）を受ける際、施設ごとに書類を揃えて許可申請を行い、許可基準との適合審査を個別に行うことは、事業者と港湾管理者との双方に多大な負担を強いることとなるが、公表された協働防護計画に基づく港湾隣接地域内の工事について、法第 37 条第 1 項の許可があったものとみなすことで、その負担が解消されることとなる。港湾によって、あるいは港湾内の区域によって、想定される潮位偏差や波高、また取り扱われる貨物形態が異なることから、取るべき対策も様々であり、したがって、申請件数も異なることから、現時点において本規制緩和の効果を一律に把握することは困難であるが、事後評価の実施までに協働防護計画の作成数を把握することにより、効果を把握することとする。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・本規制緩和は各事業者が個別に、また施設ごとに行う必要のある申請をワンストップ化するものであり、顕在化する負担はない。

<行政費用>

- ・本規制緩和は各事業者が個別に、また施設ごとに行う必要のある申請をワンストップ化するものであり、新たな行政負担は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている
- ☐ その他
（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・港湾施設を所有する事業者が多く加盟していると考えられる事業者団体として、一般社団法人日本港運協会、一般社団法人日本倉庫協会、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会への事前説明を実施したが特段の意見はなかったところ。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・交通政策審議会港湾分科会防災部会（令和4年12月～令和5年6月）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_kouwanbousai01.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和11年度であり、それまでに事後評価を実施予定。